

緑生擁壁

(緑化対応ブロック積み擁壁)

宅地造成等規制法第14条の規定に基づいた国土交通大臣認定製品です。宅地造成工事規制区域内での使用が可能です。



実物大の降雨実験と構造物実験

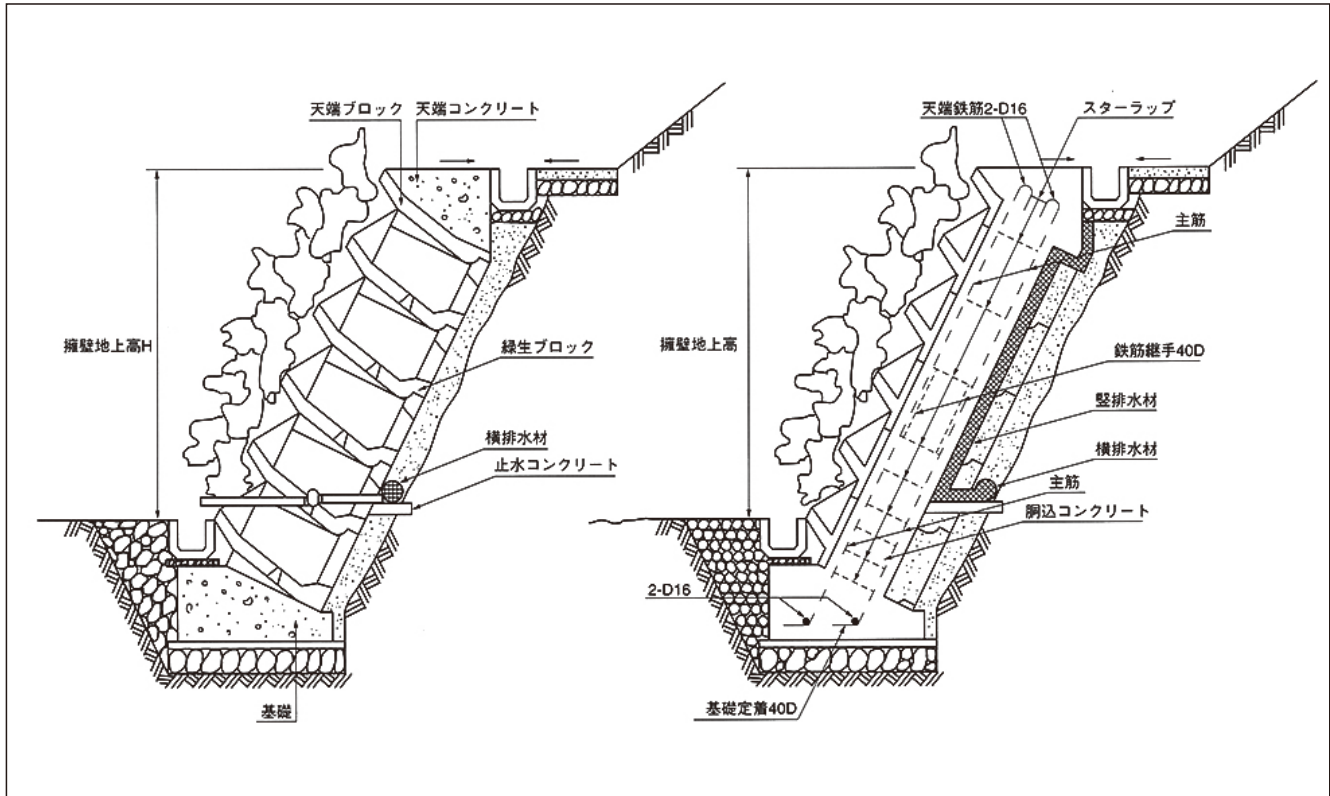
【特徴】

- 胴込コンクリートを打設することにより練積擁壁となり標準としてH=3.0m程度まで使用できます。
- 胴込コンクリート内に鉄筋を入れることにより、一体化された強固な梁を持つ鉄筋コンクリート構造となるため3m以上の擁壁として使用できます。
- 裏込碎石を使用しないため、施工性が格段に向上し、堆肥土やブロック内部の土砂が裏込碎石内に流出してしまう空洞化現象や樹木の根が裏込碎石に遮られるために起こる発育不足、枯死が起りにくくなります。

【設計条件】

設計指針	道路土工・擁壁工指針に準拠しています。
本擁壁の勾配	3分～6分勾配まで対応できます。

[標準施工図]



[形状図(緑生ブロックI型)]

